

# 2026 年度開催アジア・アジアパラ競技大会 装飾パネル等デザイン作成業務 受託者募集要項

## 1 概要

2026 年に開催される第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第 5 回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）の成功に向けて、認知度を向上させ、両大会開催時の盛り上げにつなげていく必要があります。

その取り組みの 1 つとして、中部国際空港内を装飾する（パネルやタペストリー等）に当たり、プロポーザル（企画競争型提案）を募集し、最も優れた企画提案者を選定の上、デザイン作成業務を委託します。

## 2 業務委託の概要

### （1）業務名

2026 年度開催アジア・アジアパラ競技大会 装飾パネル等デザイン作成業務

### （2）業務内容

別紙 1 「2026 年度開催アジア・アジアパラ競技大会 装飾パネル等デザイン作成業務委託仕様書」のとおり

### （3）契約方法

本募集において提出したプロポーザル（企画競争型提案）により、最も優れた企画提案者を選定します。

選定後、速やかにその事業者と業務委託仕様書及びそれに伴う契約金額等の詳細を調整した上で、業務委託契約を締結します。

なお、契約金額のうち、3 分の 2 を愛知県が支払い、3 分の 1 を名古屋市が支払うため、三者契約となります（請求等の支払に係る処理は、愛知県・名古屋市のそれぞれで必要になります。）。

### （4）委託期間

契約締結日から 2026 年 3 月 27 日（金）まで

### （5）契約金額の限度額

3,327,456 円

（契約金額とは、消費税及び地方消費税の課税事業者に当たっては「税込金額」に該当します。免税事業者に当たっては参考見積書に記載された額（税抜金額）に当該金額の 10 / 100 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、「契約金額」と想定します。）

### （6）その他

- ・本業務委託は、公募型プロポーザル方式による業者選定のプロセスを経ているため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

- ・デザイン作成までの業務委託であり、作成したデザインはデータおよび紙資料で成果物として納品していただきます（装飾物の製作・施工にかかる業務は本案件に含まれません。）。

### 3 応募資格

この募集に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。なお、複数の企業で構成された共同事業体でも参加可能ですが、その場合はいずれかの構成員を代表者とすることが必要です。この場合において、代表者及びすべての構成員が（1）～（7）までに掲げる要件を備える必要があります。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があつた後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止並びに名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日 15 付け財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- （3）この公告の日から審査結果通知までの期間において、愛知県及び名古屋市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- （4）物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」又は「16. その他の業務委託等」に登録されている者であること。
- （5）この公告の日から審査結果通知までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に規定する排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 1 月 29 日付け 19 財契第 103 号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- （6）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- （7）中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合にあっては、当該組合の組合員がこの公告に係る応募に参加していないこと。ただし、物品の納入製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適當と認める場合に限り、応募に参加することができる。

## 4 応募手続

### (1) 書類の提出・申請・問い合わせ先

愛知県 アジア・アジアパラ競技大会推進局 運営支援課 東地区総括グループ  
(担当: 村上・谷口)

住所 : 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 (東大手庁舎 2 階)

電話 : 052-954-7438

E-mail : unei-shien@pref.aichi.lg.jp

### (2) 本公募に係る仕様書等の入手方法

ア 愛知県ウェブサイトからのダウンロード

以下のURLから関連資料のファイルをダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/asia/citydress20260210.html>

イ 紙又はCD-Rメディアによる配付

以下の期間において(1)の住所で、希望者に配付します。

- ▶ 令和8年2月12日(木)から同月13日(金)まで(各日、午前9時から午後5時まで)

### (3) 企画提案に係る提出書類

別紙2「2026年度開催アジア・アジアパラ競技大会 装飾パネル等デザイン作成業務委託に係る提案書等作成要領」に基づき、以下の①~⑥の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成・提出すること。

①企画提案応募書(様式1)

②業務実施体制・業務実績(様式2)

③社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式3)※1部

④企画提案書(任意様式)

- ・「A1パネル展示(国内線・国際線)」「タペストリー」「3連タペストリー」「壁面マグネット」のそれぞれに対し、デザイン様式のイメージを掲載すること。
- ・1点ごとのデザインについて、イメージまでは不要だが、どのような内容にするかをタイトルレベルで(文字で)一覧にした資料を貼付すること。
- ・アイディアや独自性等、アピールできるものがあれば、記載すること。

⑤参考見積書(任意様式)

⑥会社の概要が分かる資料(パンフレットなど)※1部

### (4) 提出部数

各8部(正本1部、副本7部)

(ただし、(3)において、「※1部」と記載した書類は、1部のみ提出で可。)

### (5) 提出期限等

ア 提出期間 2026年2月24日(火)から同月26日(木)午後5時(必着)まで

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は「配達証明」に限る)

ウ 提出先 (1)のとおり

エ 提案数 企画提案書等の提出は、1者1案とする。

オ 留意事項 提出資料に不備がある場合は受理せず、提出期間後の資料の差替えは原則認めないため、提出期限に余裕を持って提出すること。  
持参する場合は、各日午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出物に不備がある場合は、受理しない。また、提出資料は返却しない。  
イ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。  
ウ 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。  
(ア) 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等  
(イ) 記入事項を判読できない企画提案書等  
(ウ) 企画提案応募書に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等  
(エ) 虚偽の事項が記載された企画提案書等  
(オ) 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等  
(カ) 不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した企画提案書等  
(キ) (5) アの提出期間内に提出されなかった企画提案書等  
(ク) その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等  
エ (5) アの提出期間経過後は、提出された企画提案書等の差替え、追加又は再提出は認めない。ただし、県から指示があった場合を除く。  
オ 企画提案書等の提出後、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた企画提案書等と同様に取り扱う。  
カ 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

(7) データの提供

企画提案書を作成するにあたり、デザイン作成のための愛知・名古屋 2026 のコアグラフィックス、大会エンブレム、マスコット等の組織委員会の各知的財産のデータ(Illustrator データ)及び使用ガイドラインを、提案書作成の目的に限り、守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書(様式4)の提出があった事業者に対し提供する。

ア 申請期間 2026年2月12日(木)～同月24日(火)午後5時まで  
イ 申請方法 電子メールに守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書(様式4)を添付し提出(電子メールにより難い場合には、電話で送付方法の相談をすること。)  
ウ 申請先 (1) のとおり  
※電子メール送付の際、件名は、「愛知・名古屋 2026 デザイン作成業務委託に関する素材データ申請(申請者名)」とすること。  
また、アドレス記入ミス等により未達の可能性があるため、メール送信後、(1)に電話してメール到達の確認を行うこと。  
エ 提供時期 申請後、速やかにデータを提供。利用は企画提案の資料提出まで。  
オ 提供方法 電子メールに添付し送付(電子メールにより難い場合には、別途調

整。)。

(8) 質問及び回答

本公募に対し質問等がある者は、質問票（様式5）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること（電子メールにより難い場合には、電話で送付方法の相談をすること。なお、口頭のみでの質問は受け付けない。）。

ア 質問期限 2026年2月16日（月）午後5時まで

イ 送付先 3（1）のとおり

※電子メール送付の際、件名は「愛知・名古屋2026デザイン作成業務委託に関する質問」とすること。また、アドレス記入ミス等により未達の可能性があるため、メール送信後、（1）に電話してメール到達の確認を行うこと。

ウ 回答

質問等への回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2026年2月17日（火）午後5時までに、愛知県公式Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/site/asia/citydress20260210.html>）に掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。（電子メールにより難い場合には、愛知県公式Webサイトで確認すること。）。

エ 留意事項

質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、企画提案書等の提出前に愛知県公式Webサイトに掲載された質問に対する回答を必ず確認すること。

## 4 提案の審査・選定等

(1) 審査・審査方法

愛知県が設置する「愛知・名古屋2026会場装飾業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、以下のとおり期限までに提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションにより、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。なお、応募資格の有無の形式的な確認及び客観的に算出可能な社会的取組に関する評価の点数算出は、愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局運営支援課が行う。

(2) 選定委員会・プレゼンテーション審査

ア 日程 2026年3月2日（月）

※調整がつかない場合、3月3日（火）も候補日とする。

※時間・詳細については、対象者に2026年2月27日（金）までに通知する。

イ 場所 愛知県庁東大手庁舎（予定）

ウ 説明時間 1者約20分程度（説明10分、質疑応答10分を目安とする。）

エ 出席者 3名以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）

オ 注意事項

（ア）プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として

実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料及び機材等を使用しないこと。

(イ) 5者以上の応募者が存在する場合、事前に書類選考を実施し、2026年2月27日（金）までにプレゼンテーション審査の対象者を通知する。

(ウ) 書類選考及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないものとする。また、異議申し立ては認めない。

(エ) プrezentation審査への参加に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

また、プレゼンテーション審査に参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなす。

(3) 提案者の能力及び提案内容に係る審査基準

審査は、別紙3「企画提案審査基準」に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

(4) 審査結果通知

審査結果は、確定後速やかに全ての応募者に対し、電子メール等により通知する。

## 5 契約

(1) 契約手続

最優秀企画提案に選定された受託候補者と協議、調整を行い、協議等が整った上で愛知県及び名古屋市との三者による委託契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点の企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

(2) 契約条件

ア 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

イ 本業務の全部又は主要な部分を除き、一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の事業者は次のすべてに該当する者とし、業務に先立ち委託者の承諾を得ること。

(ア) 受託する業務について、愛知県の「令和6・7年度入札参加資格者名簿」に登載されていること又は入札参加資格者名簿に登載されていない場合は入札参加資格審査申請要件を満たす上で受託業務の施行能力があること。

(イ) 委託者からの業務再委託の承諾までの期間、3（1）から（7）までの要件を満たすこと。

(ウ) 事業の確実な実行が見込まれること。

ウ プロポーザル（企画競争型提案）の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

(3) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付（契約保証金に代わる担保の提供を行う場合を含む。）すること。ただし、愛知

県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3の規定に該当する場合は、愛知県が支払う金額分の契約保証金を免除とする。

また、名古屋市に対する契約保証金についても、名古屋市契約規則第30条第1項及び第2項に基づき、契約の締結時までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保の提供を行う場合を含む。）が必要となることに留意すること。ただし、名古屋市契約規則第31条に該当する場合は、名古屋市が支払う金額分の全部、又は一部の納付が免除される。

#### （4）受託予定者の取消し

受託候補者が、契約締結の日までの間に、次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すこととする。

- ア 応募資格を失った場合又は応募資格を有すると偽った場合
- イ 指名停止を受けた場合
- ウ 排除措置を受けた場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

### 6 注意事項

- （1）応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）応募者は、応募の過程で知り得た情報について、秘密を保持することを企画提案の必須条件とする。
- （3）応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- （4）採用された企画提案書の著作権は愛知県及び名古屋市に帰属するものとする。
- （5）この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、委託者が定める。

### 7 スケジュール

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| （1）質問受付期限      | 2月16日（月）午後5時まで           |
| （2）質問回答期限      | 2月17日（火）                 |
| （3）企画提案書提出期間   | 2月24日（火）から同月26日（木）午後5時まで |
| （4）プロゼクション時間通知 | 2月27日（金）                 |
| （5）プロゼクション     | 3月2日（月）                  |
| （6）選定委員会       | 3月3日（火）                  |
| （7）契約締結予定      | 3月上旬                     |